



菩提寺まちづくり協議会

菩提寺まちづくり協議会 令和5年度 通常総会

日 時 令和5年4月23日（日） 13時30分～

場 所 菩提寺まちづくりセンター 多目的ホール

令和5年度 菩提寺まちづくり協議会通常総会次第

一. 開会の辞

二. 会長挨拶

三. 市長祝辞紹介

四. 総会成立宣言

五. 議長選任、書記および議事録署名人の任命

六. 議事 令和4年度議案

第1号議案 令和4年度事業報告・会計報告

菩提寺まちづくり協議会会議及び活動報告

福祉・安全委員会事業報告・会計報告

第二層生活支援体制整備事業（地域支えあい）報告・会計報告

文化芸術委員会事業報告・会計報告

地域活性化委員会事業報告・会計報告

子ども育成委員会事業報告・会計報告

まちづくりフェスタプロジェクト事業報告・会計報告

親善事業プロジェクト事業報告・会計報告

第2号議案 令和4年度決算報告、会計監査報告

受託事業会計報告、会計監査報告

七. 第3号議案 菩提寺まちづくり協議会会則改定(案)

八. 第4号議案 令和5年度役職（案）

新会長あいさつ

九. 議事 令和5年度議案事業計画・予算計画

第5号議案 令和5年度事業計画・予算計画（案）

福祉・安全委員会事業計画・予算計画(案)

第二層生活支援体制整備事業（地域支えあい）計画・予算計画(案)

文化芸術委員会事業計画・予算計画(案)

地域活性化委員会事業計画・予算計画(案)

子ども育成委員会事業計画・予算計画(案)

まちづくりフェスタプロジェクト事業計画・予算計画(案)

親善事業プロジェクト事業計画・予算計画(案)

第6号議案 令和5年度予算計画(案)

受託事業予算計画報告

十. 閉会のことば

第1号議案1

令和4年度 菩提寺まちづくり協議会 会議及び活動報告

- 通常総会 令和4年4月24日(日) 対面方式にて通常開催
- 合同役員会

年月日	摘 要
令和4年4月13日	第1回 四役・委員長・区長・自治会代表・監事が出席
令和4年5月11日	第2回 四役・委員長・区長・自治会代表・監事が出席
令和4年6月8日	第3回 四役・委員長・区長・自治会代表・監事が出席
令和4年7月13日	第4回 四役・委員長・区長・自治会代表・監事が出席
令和4年8月10日	第5回 四役・委員長・区長・自治会代表・監事が出席
令和4年9月14日	第6回 四役・委員長・区長・自治会代表・監事が出席
令和4年10月12日	第7回 四役・委員長・区長・自治会代表・監事が出席
令和4年11月9日	第8回 四役・委員長・区長・自治会代表・監事が出席
令和4年12月14日	第9回 四役・委員長・区長・自治会代表・監事が出席
令和5年1月11日	第10回 四役・委員長・区長・自治会代表・監事が出席
令和5年2月8日	第11回 四役・委員長・区長・自治会代表・監事が出席
令和5年3月8日	第12回 四役・委員長・区長・自治会代表・監事が出席

- 広報誌 まち協だより 発行なし
- 他の主な活動

年月日	内 容
令和4年4月～3月	地産地消 しいたけ・平茸の植菌と販売・たけのこ・枝豆の販売
令和4年4月～3月	すくすく食堂(子ども食堂)開設(12回、4月はテイクアウト)
令和4年4月～3月	菩提寺人権まちづくり懇談会実施(1月)
令和4年7月～8月	夏休み夜間巡回(9回)
令和4年10月23日 ～30日	菩提寺まちづくりフェスタ2022開催(展示・ステージ発表・ハリキリンピックのみ)、展示は10月23日から1週間
令和4年4月～3月	竹林整備(6月～9月は休み)、竹林周辺の草刈りの実施(6, 7, 9, 10月)
令和4年4月～1月	菩提寺山地権者との入山に関する覚書締結
令和4年4月～3月	第二層生活支援整備事業(地域支えあい推進事業)本格展開
令和4年5月～3月	まち協力カフェの運営
令和4年4月～3月	指定管理 菩提寺まちセン・コミセン・運動広場の運営管理

- 地域代表者会議 年7回開催
- 第二層生活支援整備対象事業
 - 地域支えあい推進員連絡会議 12回(出席)
 - 支えあい推進会議(すくすく会議) 3回開催

第1号議案2	委員会 令和4年度 事業実 会 報告		
委員 区	みどりの ・ ・菩提寺 ・ ・山 ・ イタウン	委員人	9
		ーター	1
事業	支え合える地域 ・ もが して ら る地域づくり す		
事業		()	
1	に備えての地域支えあい	菩提寺地域の の	
2	に対する理 と対 る みの実施	にな ても して ら るまちづくり	
3	地域 が に える場の提	まち協力フェ 通 ての 報 と の活	
4	子ども食堂の 開催	食と びと の場 提 しての子 て支援	
実施 間	令和4年4月1日～令和 年3月31日		

実施事業と実施事	実施結		支出実	
1	に備えての地域支えあい	10,000	0	
	まちづくりセンターの 設 ・運営 ア の	ア は		
	の活 (会の周 と通)	開 と 定 通 の実施 (10月)		
事業の 開設 定し、 整備すること 対 の 報の した				
2	に対する理 と対 る みの実施	30,000	30,000	
	会の開催	会 協議会 から委 けた の 会、 会 の		
	の方の行動 定した対	した		
事業の な として に対する理 は ま ている				
3	地域 が に える場の提			
	まち協力カフェの 運営と	まち協フェスタと連動した営業 内に の 展示	300,000	
	ソ の開催	年間12回開催 第二層生活支援事業から 管	100,000	
事業の まち協力カフェが の出場 となり、 くの 者ともに 報が まり、 報発 の場とな た				
4	子ども食堂の 開催	600,000	585,177	
	食事に えて びと 場の提	年間12回開催、 者903		
	運営の要となる の	同 会と 協の する		
	テイクアウト 活 した - の対	スタッフ 通 て - に対		
事業の 定 開催により子ども食堂に対する が まり 者が				
事 ○ に対する理 と対 る みの協 よび の委 による 会が開催 てり、まち協とし て する 会は実施 の は 動支援 とした地域の り とアン ートの に ○まち協力カフェは週5日の営業 実施 売 実 は年間5,030 (者) 日平 21 の 内に地域 が した り の 展示すること な 報が まると に の場とな た ○すくすく食堂の は合同役員会の て に 15 し60 とした (年度 は55) 者 は903 (年度実 から117) 回平 75 が びと は10月から 開 まち協の実 は238,777 (・ あり)	合	1,040,000	1,083,986	
	入合	966,000	1,317,150	
	の子ども・ 者の え ート事業		100,000	
	子ども づくり	50,000	50,000	
	づくり	30,000	30,000	
	援ハウス	100,000	100,000	
	その他の ・	56,000	56,000	
	事業 入	すくすく食堂	100,000	140,400
		まち協力カフェ 売	600,000	754,450
		ソ	30,000	86,300

第1号議案3		第二層生活支援 整備事業 令和4年度 事業実・会 報告		
事業	地域として、地域の活動の報と、な活動展開してたい			
事業		()		
1	すくすく会議(協議) 活動方まとて実	なりたい地域としてのの合		
2	会の	地域にあるし(ーとに) 報誌の		
3	ながりり・い	地域ーターによる支えあい活動の実・人発・地域のながり(ン)		
4	発	の、者がくなるなもの		
実施間		令和4年4月1日~令和 年3月31日		
実施事業と実施事		実施結		支出実
1	すくすく会議(協議) 活動方まとて実		30,000	24,169
	会議の報提	すくすく会議2月とに開催菩提寺の動にいてのりとはか るたアンート実施区の協に より1307通の回		17,049
	地域支えあい推進員のに	協主催のフーに		1,000
	地域の周	えあい4回発行		6,120
事業の区生委員とのながりがになて談しすい関りがた				
2	会の		60,000	134,615
	地域にある会	地域のな関との連絡による 談援活動		47,925
	地域の会の広報	えあいにて広報		86,690
事業の支えあい推進員の周が進たか、のな会合に出席することがくなたが、地域に自ら出いての報がなかつた				
3	ながりり・い		60,000	85,330
	地域ーターの発	1年かけて地域によるンテ ア(にいのと かない)がち備 た		60,330
	地域の活動支援・ットークり	ファイにはらく会ン の支援いただ、のにいの の活動も、6月から開 進らた生のもまち協 のイントにくはならないあ り、かもある		25,000
事業の地域とに活動る場にいのがづくらた活動にするストもたは するとのン地に行ていたい				
4	発		100,000	17,032
	者の場の提	ファイ2回開催(運動 生)この2回リーして ファイるよにしてい る回25~30どの		17,032
	カフェとの連	カフェ活して月1回のン開 催ながりりとして 19のまた、かリーの 展示者もえ、地域のの発 表の場となりくの人がてい るセンター事業とのコ実施		0
事業のカフェのリーはセンターになかつた方もるかけりとなるファイはの関がく のーがあるよりいとにいてはまちセンまらない方にはタクーして2回の 実施した日常にはセンターにいて、あるいはららない人にらるがえらていないとこはある				
事		支出合	250,000	261,146
コがち、び動出すとに、 度地域のながりなし、りてい がいないかりたいまの協よしく いします		入合	250,000	
		生活支援 整備事業	200,000	

第1号議案4	委員会 令和4年度 事業実 ・会 報告		
委員 区	菩提寺区、山 区、 イ タ ウ ン 区、 イ タ ン 区、みどりの	委員人	
		ーター	
事業	自 と 生かしたまちづくり		
事業		()	
1	の 管理及び	1	の 度 、 くの人のに てもら
2	菩提寺山の の整備・ 管理	2	地 の菩提寺山に くの人が にハイキン 出 る
3	まちセン ー した展示会の開催	3	地 子どもの の 展示する事 くの 人に ま てもらえる
4	菩提寺の 子どもたちに する	4	自 たちの生ま た に 人づくり
実施 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日ま		

事業 と実施事	実施結		支出実
1 の 管理 よび		110,000	53,763
フェスタに合 て 展 開催する(菩提寺の 及び)	展の 備と開催10月～11月	80,000	33,433
の開催 年3回開催(6月、3月は)	月に 開催	50,000	15,000
協議会 の	年度は総会・ 会が	10,000	5,330
2 菩提寺山の の整備・ 管理		110,000	154,483
の の整備 業(案内 の)	の 入	80,000	77,170
の草刈り、 の	ー、 の 3回、 入	10,000	27,767
菩提寺山 ッ の	、 ・ 代	20,000	49,546
3 まちセンの ー した展示会の開催		20,000	2,158
生の の展示 菩、菩、展示 フック	1月実施	10,000	330
年 書 展 カー	1月実施	10,000	1,828
4 菩提寺の 子どもたちに する		30,000	52,664
日事業 書、	1月実施	10,000	26,400
カー、		5,000	26,264
事	合	270,000	263,068
1 3回 していたが、 コ に	入合(本売)		11,000
より、1回のみで開催とな た			252,068
2 菩提寺山の の整備のた、 の の している場 150 したが、 ッ に い			
が 要 また 年度にも対 が 要と る			
3 菩提寺山の ッ して、自治会 回 して いた か、山に る人が えて た			

第1号議案5	地域活 委員会 令和4年度 事業実 ・会 報告		
委員 区	みどりの 、 、 イ タウン、菩提寺、 山 、	委員人	7
		ーター	4
事業	地域にコミ テ シ ス 業		
事業		()	
1	地産地消の推進	地域 に 、まち協の活動 となる 入 指す	
2	自 にし、 合 まちづくり	地域 との 合 り、協 関 くり、 みよいまちづくり 指す	
3			
4			
実施 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日		

実施事業と実施事		実施結		支出実
1	地産地消の推進		42,000	74,038
	イタ の と販売	菩提寺生産 林 合に いしてコ の 2本 3 月植菌 菌12,000 ちました		
	らたけの と販売	10月に販売 は の入 が出 なか たの 、 植菌は出	26,000	56,215
	、 茸販売	は 区の し、合間に して販売	3,000	6,824
	カト の と販売	コ の 、 区夏 り により販売	13,000	10,999
事業の 茸の販売 の い合 も くり、 度が が て ているの す に、 年植菌 業 行 ています				
2	自 にし、 合 まちづくり		380,000	347,860
	施設の整備と 実	と 同、年間 通して	90,000	100,680
	竹林 の整備	と 同、年間 通して	90,000	90,420
	の活	は9日間の 、 竹の 理 行 た	70,000	68,530
	竹林 山 の草刈	7月31日菩提寺 な会 と 同 草刈りの実施	60,000	55,110
	竹 の の	日事業に協 、2月に竹と り 実施	20,000	3,595
	地域の ンテ アの 、 コミ テ スクー の地域	と、 、まち協と 同 の開催は、 コ ウイ スの	20,000	0
	との協 関 の	生との 会（竹林 生と 食 ながら、 生 との 、懇 会開催 ）	30,000	29,525
事業の ン ーハウスも 進み 、 行いながら の 生と 同 実施 した ッ は、菩提寺 、菩提寺 の として してもら ている また、 方 休みの日には、子どもたち 、 竹 の るい が竹林内から こえ い び場 にな ている				
事		合	422,000	421,898
		事業 入	100,000	240,330
も コ ウイ スの しながら活動 に しながら 活動 行いました ・ 自治会 による 実施 まま が 出 たと います 令和5年度は 年 たる 、竹 するた 区の は としました ・ 区の自治会 の の合間に して販売しました ・ 茸の は、 年 し だ の入 行い に している 入 ている方の は、 いいと人 が ります ・ コ ウイ スの 、 の 生も活動が ている 、整備 業 10月～12月に実施 1月は の ン ーハウス1号 に、 しい休 場 の設 、2号 の と 、スクリーン広場の 、 ンコの のフ ーク、整備 、整備内容 の 合 年間 通して実施 ・ 竹林の 山 の草刈り すが、7月31日に菩提寺区 な会 と 同 実施、 の 9月、10月に委員会 草刈り 行いました ・ コ ウイ スの 、 と の が 年に となりましたが、コ が まるよ あ 実施の方 整 ・ 日事業 は、2月に地域活 委員会が 竹と り 行いました ・ 3月（3日間に り） 茸、の植菌 業 委員会の ン ー、 ーター 実施 平茸は の入 が出 なか たの 、 は出 ・ 事業 入内				
		茸	128,700	
			58,630	
		カト	13,000	
		平茸	23,200	
		枝豆（まちづくりフェスタ	16,800	
		合	240,330	

第1号議案6	子ども 委員会 令和4年度 事業実 ・会 報告		
	菩提寺区、みどりの 区、 イ タウン区、イ タ ン 区、 区、 区、 山 区	委員人	10
		ーター	50
事業	地域の子どもは地域 り てる ス ー ンに、子ども の える		
事業		()	
1	地域の 人と子ども との ある ながり る	間に通 する、常 ある子ども の	
2	子ども と 者が、地域と 代間 する場 る	子ども が生 み けたいと 、 る と菩提寺の 生	
3	事業 の 、 会議と連 する	運営委員、スタッフ自らのスキ アッ に る	
4			
実施 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日		

事業 と実施事	タイ ス ジ ー と進 方		支出実
1 地域の 人と子ども との ある ながり る		45,000	46,686
夏休み夜間巡回 (区内)	間 区内8回、 16 の動員		
の と あい 運動 ()	2 7回、 38 の動員		
2 子ども と 者が、地域と 代間 する場 る		324,000	273,286
日事業支援 (対象)	8 28 (子29 人25)	72,000	73,321
ハリキリンピック (から 生対象)	10 23 (子172 人116)	144,000	77,042
すくすく広場 (の 子対象)	2 5 (子37 人34)	108,000	122,923
3 事業 の 、 会議と連 する		0	0
会議理事会及び 会の	理事会		
会 るくする推進 会の	推進 会、 発		
及び の 年 会の	(あ はる い)		
4			
事	合	410,000	319,972
・ 夏休みの 日事業支援 ン ン り は、37 こ ども46 の みがあり、コ の け、25 の と な たが、 りの いタイ ース 行 た	入合	200,000	270,189
	地域活 進 事業		
	づくり		60,000
・ ハリキリンピック すくすく広場 に ーターの ま、 ンテ ア の生 の協 て、 事に開催することが た	の他の ・	200,000	210,189
	事業 入		
・ あい 運動は、菩提寺 と菩提寺 にて 4回、 回 定していたが、 休 の関 回とな た			
・ 夏休み夜間巡回は、 間 10回の 定していたが人員 の 合により、8回の巡回とな た			

第1号議案7	令和4年度 まちづくりフェスタ2022 シェクト 事業実 ・会 報告		
委員 区	7区 て		委員人
			ーター
事業	菩提寺地域に関 する人が主 となり、 同に会する 事業の実施		
事業		()	
1	まちづくりフェスタ 備委員会の開催	地域づくり・人づくりの 広 ること まちづくりに する	
2	まちづくりフェスタ実行委員会の開催		
3	まちづくりフェスタ事 備		
4	まちづくりフェスタの開催		
実施 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日		

実施事業と実施事		実施結		支出実
1 まちづくりフェスタ 備委員会の開催				
	まち協合同役員会にて 備委員会の案内実施	令和4年8月10日		
	備委員会の開催	令和4年9月11日		
2 まちづくりフェスタ実行委員会の開催				
	実行委員会の開催	令和4年9月11日		
3 まちづくりフェスタ事 備				
	事 備	9月 ~10月22日		
4 まちづくりフェスタの開催				
	菩提寺まちづくりフェスタ2022の開催	10月23日～30日	150,000	130,982
事		合	150,000	130,982
・ハリキリンピックの開催(会) 23日		入合	0	0
・ステージ発表の 開 30日		地域活 進 事業		
・ーク の 展示 23～30日		づくり		
・ハ ウ ン ス ット 23～30日		の他の ・		
・まち協カフェの 日営業 23・29・30日		事業 入		
コ ウイ ス の し、年より 備 ら の とした				

第1号議案8	事業 シェクト 令和4年度 事業実 ・会 報告		
委員 区	7区 て		委員人
			ーター
事業	菩提寺地域7区の が る事業の実施と、 のい 発 に けての 備 業		
事業		()	
1	関連事業 の 案	まち協 自治会に いて活 いただく人 の発	
実施 問	令4年4月1日～令和5年3月31日		
実施事業と実施事		実施結	支出実
1	関連事業 の 案		0 0
	ち合 会	の から 定	
2			
3			
4			
事 ・ のまち協 のりみ の 関連事業 の よび 案 あ たが令和4年度に いての ち は の した		合	0 0
		入合	0 0
		地域活 進 事業	
		づくり	
		の他の ・	
		事業 入	

令和4年度 菩提寺まちづくり協議会 書
 自 令和4年4月1日 令和5年3月31日

入の

()

				摘 要
	2,665,000	2,775,189	110,189	
支出	2,139,000	2,139,000	0	
事業	2,139,000	2,139,000	0	地域まちづくり協議会
委	2,000,000	2,000,000		第2層生活支援 整備事業委
	2,000,000	2,000,000		まちセン 管理する えあい通 に 動
事業	0	0		地域活 推進事業 は
事業	0	0		人権まちづくり会議活動 ()
協支出	170,000	270,000	100,000	
事業	120,000	120,000	0	づくり
	0	100,000	100,000	の子ども・者の え ート事業
	50,000	50,000	0	子どもの づくり (い ア)
の他	300,000	310,189	10,189	
会議	200,000	210,189	10,189	3年度の活動実 に対する
	100,000	100,000	0	援ハウス事業
	56,000	56,000	0	
	56,000	56,000	0	すくすく食堂協
自	2,453,609	2,935,112	481,503	
区支出	332,000	332,000	0	
区	332,000	332,000	0	区に り て
事業	0	0		
事業 入	830,000	1,232,480	402,480	
	100,000	140,400	40,400	すくすく食堂
委員会	600,000	754,450	154,450	まち協力フェ売
	30,000	86,300	56,300	ン どい
委員会	0	11,000	11,000	書 () 売
地域活 委員会	100,000	240,330	140,330	地産 売
委	150,000	150,000	0	
事業 委	150,000	150,000		フェスタ2022委
入	0	79,023	79,023	
入	0	79,023		
	1,141,609	1,141,609	0	
	1,141,609	1,141,609		年度
入	0	1,205	1,205	
入 (3)	0	0		まちセン、コミセンと運動広場の はなか た
入 (4)	0	1,205		えあい通 の 、他は 5 6に 定
合	5,118,609	5,711,506	592,897	

の通り報告します

菩提寺まちづくり協議会 会

令和4年度 菩提寺まちづくり協議会 書

自 令和4年4月1日 令和5年3月31日

支出の

()

					摘 要
総	1,131,800	1,131,800	1,182,437	50,637	
総 会	15,000		3,196	11,804	総会の 代
会 議	50,000		47,419	2,581	会議 代とまちセン・まち協 会
本	10,000		0	10,000	
消 通	120,000		195,916	75,916	
	50,000		32,670	17,330	- - と アカウント
	0		0	0	
役	5,000		900	4,100	発行
広 報	30,000		0	30,000	えあい 活 し、活動 した
活 動	550,000		547,000	3,000	まち協役員の活動 と委員会活動
備 入	200,000		254,306	54,306	
	36,800		36,800	0	ン -ハウス
	35,000		35,000	0	竹林と 示 の 地
	30,000		29,230	770	の と の 入と ェン -の 理代
事 業	1,951,000	2,101,000	2,088,924	12,076	委員会の会 報告 たい
・	890,000	1,040,000	1,083,986	43,986	
すくすく会議	40,000		30,000	10,000	
ま ち 協 力 フ ェ	300,000		294,039	5,961	
ン どい	100,000		174,770	74,770	の事業 入が る
す く す く 食 堂	450,000	600,000	585,177	14,823	合同役員会の 、 に150,000
	270,000		263,068	6,932	
地 域 活	422,000		421,898	102	
子 ど も	369,000		319,972	49,028	
日 事 業 支 援					委員会 した
地域(間) 事業	150,000	150,000	130,982	19,018	
フ ェ ス タ 2022	150,000		130,982	19,018	展示、発表会とハ ウン 会
事 業 ジェクト	0		0	0	ン フ 会は
事 業	0		0	0	は
み なの夏ま り				0	はなか た
支 出	300,000	300,000	229,700	70,300	
て	120,000		120,000	0	すくすく会議主催 て
ト	100,000		109,700	9,700	
支 出	80,000		0	80,000	の 地 は た
出	1,010,000	1,010,000	1,060,877	50,877	
人 活 動	1,010,000		1,060,877	50,877	指定管理会 (支え合い通)に 動
	0	0	0	0	
4					となる 3 入 (4 6 定)はなか た
備	575,809	425,809	74,750	351,059	
備	575,809	425,809	74,750	351,059	
	5,118,609	5,118,609	4,767,670	350,939	(20 953,534)
			0	0	
年度			943,836		
合	5,118,609	5,118,609	5,711,506	350,939	

の通り報告します

菩提寺まちづくり協議会

会

令和4年度 第二層生活支援 整備事業（ え合い通 ） 書

自 令和4年4月1日 令和5年3月31日

入の

()

		実		摘 要
委	2,000,000	2,000,000	0	第2層生活支援 整備事業委
推進員・人	1,200,000	1,204,938		地域 えあい推進員の人、活動 と推進員の ート要員（カフェ ）の人 に てる
推進員・活動	200,000	211,146		
カフェ 人	600,000	583,916		
出	1,010,000	1,060,877	50,877	まち協通 からの 動
カフエ	300,000	460,411		地域 えあい推進員の活動 （ づくり ） とカフェ （2人）の人 まち協カフェ 書
づくり	50,000	50,000		
まち協	660,000	550,466		
入	0	1,205	1,205	
入	0	1,205		とタク ー代自
	0	0	0	
	0	0		年度 通
合	3,010,000	3,062,082	52,082	

支出の

()

		実		摘 要
人	2,760,000	2,799,731	39,737	(3) て(自動 ・1)
		2,758,837		カフェ人 カフェ 人 (583,916)
生	2,760,000	22,894		カフェ (460,411) まち協
て		18,000		(550,466)
活動	250,000	261,146	11,146	
すくすく会議	30,000	24,169	5,831	
会の	70,000	134,615	64,615	コピー ト ー代 (64,618) え
い	60,000	85,330	25,330	づくり (50,000)
発	90,000	17,032	72,968	
出		1,205	1,205	まち協通 動(まち協の 入)
出		1,205		入
	3,010,000	3,062,082	50,883	
		0		活動 が20 の場合は
年度		0		
合	3,010,000	3,062,082	50,883	

令和4年度 まち協力フェ 書

自 令和4年4月1日 令和5年3月31日

入の

		実		販売実	
売	600,000	754,450	154,450	ット()	321
第 1 四	600,000	178,350		ット・コー	2,735
第 2 四		163,350		アイス・コー	863
第 3 四		207,400		()	1,483
第 4 四		205,350		合 ()	5,081
の他 入		0			
合	600,000	754,450	154,450		

支出の

		実		摘 要	
()	300,000	294,039	5,961	営業日	221日
コ - - 豆	300,000	74,830		販売 () 日	20.9
		44,199		150	
ミ ウ - ター		30,777		57.9	
・ ミ ク など		15,881		開 事業	
け (子)		106,173		販売 () 日	36
消		22,179			50
備		0		15,443 総	・備 入 に え
	300,000	460,411	160,411	出 の とし て えあい通	
合	600,000	754,450	154,450		

売 600,000より154,450 い、754,450 となた だが、日の販売 は20.9 にとどま
り、開 事業 の36 とのは い 36 は売 は、221日 36 150 1,193,400 になる
(子 けの など)の提 など、売 していく

の他 入 事業 には、事業 備 としてまち協 入 だが、定常営業 は、カフェは営 の
事業とみな 、などは け い えあい活動の 関としてのカフェの活 提案するなど、 、 会
があ 、 などに ンジする

売 が え、 ()が 内に ま たの、 (売)は、 より160,411
い、460,411 となた は 出 の とし て えあい通 の 動 行 に いては
えあい通 の 支報告 たい

[令和4年会計報告の補足説明]

令和4年度菩提寺まちづくり協議会・収支決算書（表1）に関し、いくつかの費目を取り上げ、今年度の特徴について説明する。

表1. 湖南省地域まちづくり協議会 R4年度収支決算書

	当初予算	決算額	
外部資金：交付金など	2,665,000円	2,775,189円	110,189円増加
自己資金：事業収入など	2,453,609円	2,935,112円	481,503円増加
繰入金（R3）		0円	3つの指定管理会計の余剰金
繰入金（R4）		1,205円	ささえあい通帳の余剰金
収入合計：	5,118,609円	5,711,506円	
総務費	1,131,800円	1,182,437円	
委員会事業費	1,951,800円	2,088,924円	
地域（間）親善事業費	150,000円	130,982円	
諸支出金	300,000円	229,700円	
拠出金	1,010,000円	1,060,877円	人件費と活動費の補填
基金（R4）			繰入金R3を原資とする。
予備費	575,809円	74,750円	
支出合計：	5,118,609円	4,767,670円	20%=953,534円
次年度繰越金		943,836円	支出決算額の20%以内
合計：	5,118,609円	5,711,506円	

1. 収入について

当初予算5,118,609円に対し、592,897円増の5,711,506円の決算額となった。

1) 絆づくり交付金：以下の内容で実施した。

事業名	金額	事業内容	内・交付金
見守り体制づくり事業	30,000円	移動手段アンケートの取りまとめ	10,000円
人材育成・発掘事業	60,000円	「にじいろの輪」ベストの作製	50,000円
	70,588円	滋賀県立大生と共同で竹林作業	
世代間交流事業	148,965円	ポンポン船作り／ハリキリンピック	60,000円
合計：	309,533円		120,000円

2) 助成金<滋賀の子ども・若者のほほえむサポート事業>：当初予算にない、県社協のコロナ禍の子ども食堂への100,000円の緊急助成金である。子ども食堂を7～9月に3回開催する必要があり、実行した。また、すすく食堂の事業報告（7月～1月）を県社協に提出した。

3) 繰入金（R3）／基金（R4）：ゼロ査定となった。

	繰入金	基金	
H31/R2（累積）	3,702,250円	3,564,635円	まちセンの3つの指定管理会計の余剰金（R3繰入金）はなく、R4年度の基金の予算枠も設定しなかった。R4の繰入金1,205円は支えあい通帳の余剰金である。
R2/R3（単年）	807,250円	1,001,528円	
R3/R4（単年）	0円		
R4/R5（単年）	1,205円	R5/6に確定	

4) 雑収入：以下の内容で合計79,023円の収入があった。

過払い金の清算	270円	※マイクミキサー購入のための仮払が、半導体不足のために入荷のどが立たず、キャンセルとなり、返金された。
輪転機使用料（10件）	15,938円	
備品購入のキャンセル※	62,800円	
普通預金の利息	15円	

2. 支出について

当初予算 5,118,609 円に対し、4,767,670 円の決算額となった。

1) 総務費・消耗品費：コピー機故障により、10 月からリース品に切り替えた。そのため、新たにリース費用とカウンター料金が発生し、260,534 円（140,534 円超過）を支出した。

コピー機・リース料（6ヶ月）	60,060 円	ただし、通例に従い、年度末に 64,618 円をささえあいの活動費に付替えた。その結果、195,916 円の決算となった。 ※旧コピー機の消耗品費。リース品については、イメージドラムやトナーなどの消耗品の代金はカウンター料金に含まれる。
コピー機・カウンター料金	34,820 円	
コピー機・消耗品※	121,708 円	
その他	43,946 円	
ささえあい通帳へ付替え	-64,618 円	
合計：	195,916 円	

2) 総務費・備品購入費：以下の内容で合計 254,306 円を支出した。

マイク・ミキサー購入※1	78,975 円	※1：雑収入のキャンセル（半導体不足のため入荷が見込めない）の代わりに購入した。 ※2：低価格の備品が複数点あるので、年度末にまとめて付替えた。
ネットワークハブの購入	9,977 円	
すすく食堂備品の付替え※2	29,981 円	
カフェ備品の付替え※2	15,443 円	
工具（トルクレンチ）	3,880 円	
物置購入（子ども育成専用）	116,050 円	

4) 諸支出金：以下の内容で合計 229,700 円を支出した。

すすく会議主催手当て	120,000 円	※井上嘉吉翁石碑の土地使用料 80,000 円を計上したが、行政と菩提寺区との事前交渉を受け、管理が区からまち協（市の公共団体）に移管されたので、占有料は減免された。
軽トラ維持費（車検）	109,700 円	
雑支出：土地使用料※	0 円	
合計：	229,700 円	

5) 拠出金：以下の内容で、50,877 円増の合計 1,060,877 円を支出した。

カフェ人件費補填	1,010,877 円	カフェの担当者2名の人件費の補填分とささえあい活動費の絆づくり交付金分をささえあい通帳へ資金移動した。原資はカフェの粗利（売上－材料費）を含む、まち協一般財源と絆づくり交付金の一部である。
地域ささえあい・活動費	50,000 円	
合計：	1,060,877 円	
カフェ粗利（売上－原価）	460,411 円	
その他のまち協財源	550,466 円	
絆づくり交付金	50,000 円	

6) 予備費：合同役員会の承認を得て、以下の内容で合計 74,750 円を支出した。

すすくかふえ協賛金	50,000 円	※全国大会出場を祝し、岩根まち協と折半で、ウォームアップコート5着を寄贈した。
甲西北中・駅伝部へ寄贈※	24,750 円	

7) 次年度繰越金

支出の決算額は 4,767,670 円（20%=953,534 円）である。次年度繰越金の 943,836 円は支出決算額の 20%以内であり、調整金の発生はない。

以上（会計 中村）

[令和4年会計報告の補足説明：ささえあい通帳]

第2層生活支援体制整備事業委託金とまち協からの拠出金は、ささえあい通帳により管理している。推進員の人件費と活動費、および、推進員のサポート（カフェ担当）の人件費は、ささえあい通帳から支払われる。

表1. R4年度 地域ささえあい推進事業（ささえあい通帳）の決算書

費目	当初予算	決算額	内 容
委託金	2,000,000 円	2,000,000 円	第2層生活支援体制整備事業委託金
拠出金	1,010,000 円	1,060,877 円	※3+※4
雑収入	0 円	1,205 円	利息、タクシー代自己負担分
収入合計：	3,010,000 円	3,062,082 円	
人件費	2,760,000 円	2,799,731 円	
賃 金		2,758,837 円	(3名)
法 定 福 利 費	2,760,000 円	22,894 円	健康保険料企業負担金(3名)
手 当 て		18,000 円	自動車保険補助(1名)
活動費	250,000 円	261,146 円	
消 耗 品 費		68,102 円	文房具代、コピー機消耗品など
食 糧 費		31,777 円	会議のお茶代
印 刷 製 本 費		17,690 円	チラシ、ささえあい新聞印刷費
燃 料 費		6,450 円	規定のガソリン代
研 修 負 担 金	250,000 円	1,000 円	滋賀県社会福祉学会参加費
通 信 運 搬 費		62,943 円	専用固定電話料金、郵便料金など
自 動 車 借 上 げ 料		5,600 円	参加者のタクシー代
備 品 購 入 費		62,748 円	「にじいろの輪」のベスト作製など
保 険 料		2,436 円	ボランティア行事保険料
繰出金	0 円	1,205 円	雑収入の全額
支出合計：	3,010,000 円	3,062,082 円	
年度末通帳残高：		0 円	

1. 人件費：原資は以下の通り。委託金のカフェ分は、200万円—（※1+※2）で算出する。

地域支えあい推進員	1,200,000 円	1,204,938 円	※3と※4：まち協の拠出金に相当する（当初予算1,010,000円）。この中には、カフェの粗利（売上—原価）が含まれる。
委 託 金 ※ 1	1,200,000 円	1,204,938 円	
カフェ担当（2名）	1,560,000 円	1,594,793 円	
委 託 金 (カフェ分)	600,000 円	583,916 円	
拠 出 金 ※ 3	960,000 円	1,010,877 円	

2. 活動費：表1に行政への報告書の内容に沿った用途を示した。委託金の活動費は400,000円まで増額可能である。

活動費	250,000 円	261,146 円	※4：絆づくり交付金の人材発掘の予算に相当する。ベストの購入に充てた。
委 託 金 ※ 2	200,000 円	211,146 円	
拠 出 金 ※ 4	50,000 円	50,000 円	

3. 雑収入／繰出金：以下の収入があった。

タクシー自己負担分	1,200 円	雑収入の全額を繰出金としてまち協の通帳に資金移動した（まち協のR4繰入金の一部）。
普通預金の利息	5 円	

以上（会計 中村）

第2号議案

令和4年度会計監査報告

令和4年度菩提寺まちづくり協議会の事業及び収支決算について、出納簿をはじめ関係諸帳簿ならびに証拠書類等を対照調査した結果、その執行に対し適正に事務処理されているので正当であることを認める。

会計監査日 令和5年4月8日

監事

徳田一廣



監事

小川泰幸



菩提寺まちづくり協議会 会長代行 川上 昭 様

令和4年度 指定管理 報告

(まちづくりセンター・コミ テ センター・運動広場)

令和5年3月31日

入の

		備
指定管理 入	18,001,787	3施設
自主事業 の他 入	152,215	自販 など
入	6,350	コピーなど
	33	
合	18,160,385	

支出の

		備
人	5,964,564	員
報	263,453	理 よび 報
	373,553	消 入など
役	1,480	
	373,800	
	4,255,524	
通	415,465	・インター ットなど
委	3,077,178	一人 センターなど
事業	193,730	センター
	36,825	
	62,710	
リース	255,058	・コピー ・ など
	3,916	
生	112,587	
人、及び事業	1,200,000	消
定	1,395,254	
り (会)	132,837	
	30,511	
合	18,087,423	
令和4年度 支	72,962	

定 に い 実 に 、 いたしました

第2号議案

令和4年度 菩提寺まちづくり協議会 指定管理会計監査報告

令和4年度菩提寺まちづくり協議会 指定管理である、菩提寺まちづくりセンター、同コミュニティセンター、同運動広場の事業及び収支決算について、出納簿をはじめ関係諸帳簿ならびに証拠書類等を対照調査した結果、その執行に対し適正に事務処理されているので正当であることを認める。

会計監査日 令和5年4月13日

監事 小川 泰幸 

監事 徳田 一廣 

菩提寺まちづくり協議会 会長代行 副会長 川上 昭 様

菩提寺まちづくり協議会会則

改正（令和 5年4月23日）

施行（令和 5年4月24日）

第1章 総則

第1条 (名称及び事務所)

本会は菩提寺まちづくり協議会「以下(本会)という」と称し、事務所を湖南省菩提寺西四丁目2番12号の菩提寺まちづくりセンターに置く。

第2条 (目的)

本会は菩提寺に暮らす住民が自主・自律と共生・協働を旨とする自治の精神に基づき、菩提寺の貴重な自然や歴史を守り、多様な人々による豊かなつながりと地域力を育み、夢と希望に満ちた安心で住みよいまちを創り、次の世代に明るい地域社会を引き継いでいくことを目的とする。

第3条 (事業)

前条の目的を達成するため次の事項を定める。

- (1) 菩提寺地域の広域的コミュニティの発展に寄与する。
 - (2) 菩提寺地域の発展を目的に市・区・自治会・各種団体・企業等と協働して事業の発展に関する事。
 - (3) ボランティア・NPOとの協働を推進し、会員と一体となった参加型活動を行う。
 - (4) 地域福祉、人権擁護、環境保全、防犯・防災、健康づくり、生涯学習、青少年育成、文化活動、地域スポーツ等及び地域活性化推進に関する事項。
 - (5) 菩提寺の誇れる文化遺産の史跡・歴史・文化を広く学習し後世に伝承する。
 - (6) その他、本会の目的達成に重要な事項。
- 2 当該年度の事業は「菩提寺コミュニティプラン」を策定し実行する。

第4条 (会員)

本会の会員は菩提寺地域の自治会会員及び会の趣旨に賛同する地域住民とする。

会員は、本会の公募により、運営委員として、本会に入会することができる。

第5条 (組織)

本会は第4条に定める会員で構成する。

2 本会は第2条の目的を達成するため、「総会」、「合同役員会」、「まち協代表者会議」、「運営委員会」を置く。

第6条 (運営方針)

本会は政治的・宗教的に中立を旨とし、本会・本会役員・委員名等で政党あるいは宗教の支持ならびに活動は行わない。

第2章 役員及び委員

第7条 (役員を選任)

本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1～2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2 会長・副会長・事務局長・会計及び監事は総会で選任する。

第8条 (委員の選任)

運営委員長は活動にふさわしいと判断した時、新規会員を運営委員に加える事が出来る

第9条 (役員・委員の職務)

会長は本会を代表して会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理し、会長が欠員の時はその職務を行う。

3 事務局長は本会の事務を統括する。

4 運営委員長は本会の事業運営を推進する運営委員会の会務を統括する。

5 運営委員は運営委員会の構成員となり第3条の目的を達成するため、総会の決定に従って事業に関する企画立案及び執行を行う。

6 会計は本会の会計を行う。

7 監事は本会の事業及び経理を監査する。

8 会長及び会計は監事を兼ねることは出来ない。

9 詳細は別途定める細則による。

第10条 (顧問)

本会に顧問を置くことが出来る。

2 会長が必要と認めた場合は合同役員会の同意を得て、顧問を委嘱する事が出来る。

3 会長は顧問に諮問することが出来る。

第11条 (役員・委員の任期)

役員ならびに委員の任期は就任後第2回目の通常総会の終了の時までとする。但し、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員ならびに委員は再任を妨げない。

3 役員ならびに委員は任期満了の場合においても後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

第12条 (役員・委員の任及び退任)

役員ならびに委員にその役に相応しくない行為があった時は、その選任の例により総会または合同役員会においてこれを解任する事が出来る。

この場合において当該役員ならびに委員に対し総会または合同役員会において弁明の機会を与えなければならない。

2 役員ならびに委員は会員の資格を喪失したとき退任する。

- 3 その他、やむを得ない理由がある時には、本人の申請により退任することができる。

第3章 会議

第13条（会議の種類）

本会の会議は総会、合同役員会ならびに運営委員会とする。

第14条（議事録）

会議の議事については議事録を作成し保存しなければならない。

- 2 議事録には次の事項を記載し会長が精査し、承認署名しなければならない。
 - (1) 会議の日時および場所
 - (2) 会議に付された議案
 - (3) 議事の要旨
 - (4) 表決の結果
 - (5) その他、議長が必要と認めた事項
- 3 議事録は会員が閲覧出来るよう備え付けなければならない。

第15条（総会）

総会は本会の最高決議機関である

- 2 総会は通常総会及び臨時総会とする

第16条（総会の構成）

総会は代議員をもって構成する。

第17条（代議員の選出）

代議員は各区から、運営委員及び自治会員の中から計6名を選出する。

- 2 第7条に定める役員および運営委員長は代議員の資格を持たない。

第18条（総会の開催）

通常総会は事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は次の場合に開催する。
 - (1) 合同役員会の決議があった時
 - (2) 会員総数の3分の1以上から招集を必要とする理由及び議案を付して総会招集の請求があった時。

第19条（総会の招集）

総会は会長が招集する。

- 2 総会の招集は代議員に対して会議の日時、場所及び会議の目的などの事項を記載して、開催する日の14日前までに文書をもって通知しなければならない。
- 3 前条第2項各号に掲げる決議または請求があった時、会長はその決議または請求のあった日

から1ヶ月以内に総会を招集しなければならない。

第20条（総会の議決権）

総会における議決権は代議員1人につき1票とする。

2 代議員で総会に出席出来ない者は、あらかじめ総会の議案について賛否を表明した書面または委任状により議決権を行使する事が出来る。

3 本会に提出した委任状に総会の議案に対し賛否の表明の無いものは賛成したものとみなす。

4 前項の規定による書面または委任状は本会に提出する事によってその効力を発するものとする。

5 第2項の規定により議決権を行使する者は総会に参加したものとみなす。

6 代議員が役員または運営委員長に選出された該当区からは別に必要人数を選出する。

第21条（総会の議長及び書記）

総会の議長及び書記は出席した代議員の中から選出する。

2 議長は賛否を問う場合の議決権を持たない。

3 賛否同数の場合のみ、議長は議決権を行使できるものとする。

第22条（議決の方法）

総会は代議員の2分の1以上の参加がなければ会議を開催する事が出来ない。

2 総会の議決は参加した代議員の過半数をもって決し、賛否同数の時は議長の決するところによる。

第23条（総会の議決及び承認事項）

総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 事業報告及び事業計画に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則の変更に関する事項
- (4) 会長、副会長、事務局長、会計及び監事の選任ならびに解任に関する事項
- (5) 重要な財産の取得及び処分に関する事項
- (6) 前各号に掲げるものの他合同役員会において総会に付議する必要があると認めた事項。

第24条（合同役員会）

合同役員会は会長、副会長、会計、事務局長、監事、運営委員会委員長、プロジェクトリーダー、区長、自治会長または自治会長に準ずる代表（1名）をもって構成する。）

第25条（合同役員会の招集）

合同役員会は会長が招集する。

2 合同役員会は毎月1回開催する。

但し、会長が必要と認めたときは臨時に合同役員会を開催する事ができる。

第26条（合同役員会の任務）

合同役員会は本会の経営に関する重要事項について審議する。

- 2 総会で議決された事項の執行状況を監理する。
- 3 総会に上程する議案を審議決定する。
- 4 運営委員会から上申された議案を審議決定する。
- 5 運営委員長及び顧問の承認を審議決定する。
- 6 合同役員会構成員は総会を執り行う。
- 7 プロジェクト発足及び解散について審議決定する。
- 8 その他、本会の重要事項に関する事。

第27条（合同役員会の議決）

合同役員会は構成員の過半数をもって成立する。

- 2 合同役員会の議決は出席した構成員の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。

第28条（まち協代表者会議）

まち協代表者会議は会長、副会長、会計、事務局長、運営委員会委員長、区長会代表者をもって構成する。

第29条（まち協代表者会議の招集）

まち協代表者会議は会長が招集する。

- 2 まち協代表者会議は毎月1回開催する。
- 但し、会長が必要と認めたときは臨時にまち協代表者会議を開催する事ができる。

第30条（まち協代表者会議の任務）

まち協代表者会議は本会の経営に関する重要事項について審議する。

- 2 総会で議決された事項の執行上の問題点を審議する。
- 3 合同役員会議に上程する議案を審議決定する。
- 4 予算内の物品の支出承認を行う。
- 5 指定管理業務の経営上の執行状況の管理。
- 6 その他、本会の重要事項に関する事。

第31条（まち協代表者会議の議決）

まち協代表者会議は構成員の過半数をもって成立する。

- 2 まち協代表者会議の議決は出席した構成員の過半数をもって決し、賛否同数のときは会長の決するところによる。

第32条（まち協人事委員会）

まち協人事委員会は会長、副会長、会計、事務局長、区長会代表者をもって構成する。

第33条（まち協人事委員会の任務）

まち協人事委員会は本会が雇用する被雇用者の採用・解雇・給与について審議・決定する。

- 2 当人事委員会の一員が被雇用者となる場合は、当該者は自身の審議・決定に関与できない。
- 3 まち協人事委員会の委員長は、第2項の当該者以外の委員間での互選とし、委員長が雇用契約者として、雇用契約書に署名する。

第34条（運営委員会）

運営委員会は第2条の目的を達成する為、総会の決定に従い次の委員会をおく。

(1) 福祉・安全委員会

「安全で快適に暮らす」まちづくりに関すること

(2) 文化芸術委員会

「個性と魅力が輝く」まちづくりに関すること

(3) 地域活性化委員会

「活気にあふれ躍動する」まちづくりに関すること

(4) 子ども育成委員会

「子どもを育て心を育む」まちづくりに関すること

- 2 運営委員会は前条各号の事業を円滑に運営するために小委員会を設ける事が出来る
- 3 運営委員会には、運営委員長、副運営委員長、広報担当をおく。
- 4 詳細は別途定める細則による。

第35条（会議の傍聴）

第4条の会員から傍聴の要請があった場合は第13条の会議を傍聴する事が出来る。

- 2 運用等は別途定める細則による。

第36条（運営委員長の選出及び義務）

各運営委員会の委員長は委員の互選により選出する。

- 2 各運営委員長は所属する運営委員会の運営ならびに執行に関し必要事項は速やかにまち協代表者会議または合同役員会に報告し承認を得なければならない。
- 3 運営委員会の議決は出席した構成員の過半数をもって決し、賛否同数の時は委員長の決するところによる。

第37条（事務局）

- 1 本会の円滑な運営を行うため事務局をおくことができる。
- 2 事務局内に以下の担当を必要に応じて置くことができる。
 - ・ 広報担当
 - ・ 書記担当
 - ・ 事務担当

第38条（プロジェクト）

第3条の目的を達成する為、合同役員会の決定に従い複数のプロジェクトをおくことができる。

- 2 プロジェクトには、プロジェクトリーダー、副プロジェクトリーダー、広報担当をおく。
- 3 詳細は別途定める細則による。

第4章 資産及び会計

第39条（事業年度）

本会の事業年度は 毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第40条（収入及び資産の管理）

本会の収入は事業加算金、自治会の分担金、事業収入、寄付金、補助金等とする。

- 2 入金された収入は会長が合同役員会の承認を得た金融機関で預金保管する。
- 3 本会の資産は会長が保管し、その方法は合同役員会の議決による。

第41条（会計の運営）

会計は入出に関する証票をもとに正確に記帳し整理しなければならない。

- 2 会計は請求書または領収書の添付のない出金を行ってはならない。
- 3 会計は予算外の出金及び予算超過の出金については合同役員会の承認を得なければならない。
- 4 予算化された運営委員会の出金は各委員会の会計担当者が行うが、前各号に準じて行うものとする。
- 5 1品目3万円以上の出金に関してはまち協代表者会議での支出承認を必要とする。
- 6 会計は帳票類及び証拠書類を当該年度の翌年から5年間保存しなければならない。
- 7 活動費を下記役職に支給することができる。
 - ・会長、副会長、会計、監事、
 - ・事務局員、
 - ・運営委員長、リーダー、
 - ・会長が必要と認めた人。
- 8 合同役員会及び運営委員会参加者に弔事があった場合は菩提寺まちづくり協議会より供花を贈る。弔事の対象範囲は、合同役員会議参加者及び各委員会メンバーとし、現メンバー及び過去1年間のメンバーとする。

第5章 附則

第42条（役員推薦委員会）

役員推薦委員会は区長及び各区から1名選出された委員で構成する。

- 2 運用等は別途定める細則による。

第43条（施行細則）

この会則の施行に関しては、別に細則を定める事が出来る。

- 2 本会施行細則ならびに諸規定は、合同役員会において改廃する事が出来る。

第44条（疑義の解釈）

この会則の解釈について疑義が生じた時は合同役員会においてこれを定める。

第45条（施行期日）

この会則は設立総会で承認された日から施行する。

（改正履歴）

- 平成 21 年 4 月 25 日 会計監査が業務監査を兼ねるため、経営会議の構成員とする。
- 平成 22 年 4 月 24 日 公民館名称変更。副会長職設置。総務・広報委員長独立。役職名「会計監査」を「監事」に変更。
- 平成 23 年 4 月 23 日 運営委員会構成変更、プロジェクト新設
- 平成 24 年 5 月 19 日 福祉・安全委員会に名称変更
- 平成 26 年 5 月 25 日 会員および、会員の公募、副会長の員数変更、議事録の承認、合同役員会の出席者、人材交流委員会名称変更、事務局の構成、員数定義、活動費の支給を定義
- 平成 27 年 5 月 3 日 活動費の支給対象役職に、監事、副委員長を追加
(平成 27 年 6 月 1 日 施行)
- 平成 29 年 2 月 5 日 人材育成委員会を廃止、子ども育成委員会を新設
(平成 29 年 4 月 1 日 施行)
- 平成 30 年 4 月 22 日 監事の監査範囲に業務監査を加える、代議員 6 名の選出範囲の変更
(平成 30 年 4 月 23 日 施行)
- 平成 31 年 4 月 22 日 八役会議の設定。委員の任命の変更(現状に合わせる)。
総会議長の議決権の明示。
事務員採用・給与の承認を削除（現状に合わせる）
事務局内の部署・担当記述の変更
事務局員への給与の記述の削除
弔慰金の贈与の新設
- 令和 3 年 4 月 25 日 第 5 条（組織）において、八役会議での稟議内容に、すでに承認された予算内の支出を追加
第 8 条（委員の選任）において、新規会員を運営委員に加入する際、「合同役員会の承認を得た上で」の記述を削除
第 34 条（収入及び資産の管理）において、「寄付金の受け入れは合同役員会の承認を得なければならない。」の記述を削除
第 35 条（会計の運営）において、弔事の対象範囲を明確に定義
- 令和 4 年 4 月 24 日 第 5 条（組織）において八役会議をまち協代表者会議に名称を変更
第 28 条（まち協代表者会議）において、構成員は従来の八役会議構成員（会長、副会長、会計、事務局長、運営委員会委員長）に加えて新たに区長会代表者を追加
第 29 条、30 条、31 条、34 条、35 条において八役会議をまち地協代表者会議に置換える。
- 令和 5 年 4 月 23 日 第 32 条・33 条においてまち協人事委員会を新たに設ける。

条項追加に伴い、32条以降の条数を繰り上げる。

菩提寺 まちづくり協議会会則施行細則

第1条 菩提寺まちづくり協議会会則（以下「会則」という）の施行については、本細則の定めるところによる。

第2条 会則第32条に定める各委員会の活動目的を定める。

- 1 福祉・安全委員会
 - ・安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す。
 - ・全住民が自主・自律し、闊達に活動するまちづくりを目指す。
- 2 文化芸術委員会
 - ・自然と文化歴史を生かしたまちづくりを目指す。
- 3 地域活性化委員会
 - ・地域に、コミュニティビジネスを起業する。
- 4 子ども育成委員会
 - ・心豊かな子供を育むまちづくりを行う。
 - ・旧「菩提寺青少年育成学区民会議」の事業を継続実施し、対外的には次の事を実施する。
 - ① 湖南省青少年育成市民会議に代表1名を理事として選出し、理事会および湖南省青少年市民会議が行う事業を共に行う。
 - ② 湖南省青少年育成市民会議に評議員2名を選出し、評議員会（総会）において議案の議決を行う。
 - ③ 湖南省青少年育成大会および滋賀県育成県民会議が主催する各種イベントに参加協力をする。
 - ④ 湖南省青少年育成市民会議に対して、各事業の実施報告を湖南省青少年育成市民会議所定の様式により行う。（添付資料に関しては、まちづくり協議会の資料による報告も可）

第3条 会則第9条に関する役員の任務は次に基づくものとする。

- ① 予算・決算に関する事
- ② 広報及び広報誌の発行
- ③ 規約等の制度改廃に関する事
- ④ 対外交渉等の窓口
- ⑤ 庶務事項・経理事項全般
- ⑥ その他、本会の運営に関する事

第4条 会則第29条に関する会議の傍聴は次に基づくものとする。

- 1 傍聴は定められた場所で傍聴する。
- 2 傍聴に際しては、公共マナーを守り、静かに傍聴する。
- 3 傍聴人は、個人の記録として、会議内容をメモすることが出来る。
- 4 事前の書面による承諾なしには、メモの公表は禁止します。

- 5 会議内容の撮影、録画は禁止します
- 6 会議の司会進行を妨げる行為は禁止します。
- 7 上記事項に反する行為がある場合は、退場を命じます。

第5条 会則第36条に関する役員推薦委員会は次に基づくものとする。

- 2 役員推薦委員会は区長及び各区から1名選出された委員で構成する。
- 3 役員推薦委員会は会長1名・副会長1～2名・事務局長1名・会計1名・監事2名の候補を選考し総会に提案する。

第6条 この細則に定めるものの他、必要な事項は合同役員会において定める。

付 則

(施行期日)

この施行細則は設立総会で承認された日から施行する。

(改正履歴)

平成 22年 4月 24日 副会長職設置。役職名「会計監査」を「監事」に変更

平成 23年 4月 23日 委員会の統廃合。役員の仕事による変更

平成 24年 5月 19日 福祉・安全委員会に名称変更

平成 26年 5月 25日 人材交流委員会名称変更、各委員会の活動目標を5ヶ年計画に変更設定、傍聴規定を簡素で分かりやすい内容に変更、副会長の員数変更

平成 29年 2月 5日 人材育成委員会を廃止、子ども育成委員会の新設と事業内容の設定

(平成 29年 4月 1日 施行)

平成 30年 12月 12日 子ども育成委員会における青少年学区民会議関連事業の明細化

第 4 号議案

令和 5 年度役員(案)

役職	氏名		所属区
会長	長島 寛	(前事務局長)	サイドタウン
事務局長	川上 昭	(前副会長)	みどりの村

任期 :令和 5 年度通常総会から令和 6 年度通常総会まで (会則 11 条 1 項)

以上、推薦いたします。

令和 5 年 4 月 23 日

役員推薦委員会
委員長 廣島 一夫

第5号議案1	委員会 令和 年度 事 案		
委員 区	みどりの村 上 サイドタウン イ タ ンド	委員	名
		サ タ	名
事			
事		期	
1	の い	の の 上	
2	す みの	し ら ま り	
3	の	ま 通 の の	
4	ど の	の の し の	
期	令和 年 月 日 令和 年 月 日		

事 事項	タイ	年度	
1	の い	1	1
	ま り ンタ の 所 の	月 までの す	
	局 の	所 の 区 の	
2	す みの	3	3
	会の	会 議会 の 会す 会日	
	の の した で	し、	
3	の		
	ま の	タ の の 、 ン	3 3
	サ ンで どの の	年 11 の	1 14
4	ど の	6	6
	事 の	月第3 日 年 2	
	の の	での (度	
	イ ウ した の	の 度	
事項		1 4	1
の の し の み す 。 、		66	1 466
前年度	ど	5	3
ど 区	ど 区		12
ど し 区の いた す。	り	3	3
ど	ウ	1	
事 上 ど 、 12 、	の の	56	56
サ ン	事	3	

第5号議案2	第 事 い 令和5年度事 案		
事	で し らし ら ま りのた 、 の した で、 議 す す 会議 い り、 りの い		
事		期	
1	す す 会議(議)で ま	の の の り み	。 りたい し
2	会 の	し の	
3	りりい	サ ン 。 た い まで し すい	の り
4		ら の 、	。 の
期	令和5年4月1日 令和6年3月31日		

事	事項	タイ	年度	
1	す す 会議(議)で ま		3	3
	会議 の	2 月 1 度の会議 事務局		
	い推 員の	からの案 推 員の		
	の	い での 年4		
2	会 の			
	で い いの り み	区での し、ま 委員会 。 での ど		
	の 会 の	サ ン サ の 、サ の りのた の		
3	りりい		6	
	サ タ ン の	サ タ し いの 第1 日		
	の り	り み 上 の ン の事 所の 月1 のサ ン		
4				5
	の の の	イ の の		
	の	、 の の し の		
事項			25	25
			25	25
推 事				
り				
第 事			2	2
ま 事			5	5

第5号議案3	委員会 令和5年度 事 案		
区	区、上区、 区、イタ みどりの村	ンド区、サイドタウン区	委員 サ タ 名 名
事	かしたま り		
事	期		
の	通	の	ら。
の の、	イン	し	でら。
ま ン した 会、 会	年 の ま ン	ら	か。
の ど た す	ま た		
期	令和 年 月 日 令和 年 月 日		

事 事項	タイ	年度	
の		11	11
年 の	1 月 11月		5
の 年	月 11月 3月		5
議会の	總會、 会の		1
の の、		11	13
、 の の の	年1 の		3
案 、 の	年2 イン		1
ま ン した 会、 会		2	1
タ以 での の の			
ー した 、 の	ま		2
の ど た す		3	2
の 日事			5
ど た で で の	、 の の		15
事		2	2
年度 度 した事 か た。 年度 し ら			
かり す、 す。			
の で しい、 の し しい。			
し した た、案 し。			

第5号議案4	委員会 令和5年度 事 案		
区	みどりの村、上、サイドタウン、	委員	名
		サ タ	4名
事	、いのま		
事		期	
1	の推	、まのす。	
2	し、ま り	す。の り、 り、み いま り	
3			
4			
期	令和5年4月1日 令和6年3月31日		

事	事項	タイ	年度	
1	の推		42	42
	イタ の	、	26	26
	らた の	1月、2月 3月		
	タ の	4月上 から5月上	3	3
	の	区 会 り、で	13	13
2	し、ま り		3	3
	の	月 3月		11
	の	、期		
	の ン ン	の、		5
	の	、	6	6
	の の	日事 す す	2	2
	の ン の、 の の	上 す し、 の	2	2
	の の	の 会	3	3
	り事 の	区 月会 からの りの事 の		
事項			422	422
年 ウイ の で、 の の い の事 でした、 期 期 5、 の 事 期 し います。			1	15
会 の です、年 年 たり ま ので、 の たい ますので、 いた い ります。 年で です。年 しみ り ます、 し いたします。				
長年、 区の 月会 委員会、 サ 上 た、 りの事 から、 まで委員会 で す。月 り 議会で います。 の 上			1	15

第5号議案5	ど 委員会 令和 年度 事 案		
	区、みどりの村区、サイドタウン区、イ タ ンド区、 区、上 区、 区	委員	1 名
		サ タ	5 名
事	の ど で り ン、ど の		
	事	期	
1	の どの り	通 す、常 どの	
2	ど、す	ど み たい、の	
3	事 の、会議 す	委員、タ からの	
4			
期	令和5年4月1日 令和6年3月31日		

事 事項	タイ	年度	
1 の どの り		45	45
み 区	期 区 1 の		
の い	2 期 1 の		
2 ど、す		324	324
日事	から か 1 の	2	2
ン から	ま り タの1事 し	144	144
すす の	の 期	1	1
3 事 の、会議 す			
会議 事会 会の			
会 す 推 会の			
の 年 会の			
4			
事項		36	36
の どの り		26	26
。サ タの ら、の	事		
の、の	り	6	6
い します。	の の	2	2
ど、す	事		
いた の			
し、の す か り イン します。			
い推 委員 の で のイン す。			

第5号議案6		令和5年度 ま り タ2 23		事 案	
区		区		委員	名
事		り、一 会す 事 の		サ タ	名
事			期		
1	ま り タ 委員会の				
2	ま り タ 委員会の				
3	ま り タ事前 タの		り り りの 事 のま		
期		令和5年4月1日 令和6年3月31日			
事 事項		タイ		年度	
1	ま り タ 委員会の				
	タ 委員会の		月 1		
2	ま り タ 委員会の				
	タ 委員会の		月 2 ()		
3	ま り タ事前 タの				
	事前		月上 1 月2 日		
	ま り タ2 23の		1 月2 日(日) 11月5日(日)		25
4					
事項				15	25
の ど 委員会 ン					
ウン		事			
		り			
		の の			
		事			

第5号議案	事 令和5年度 事 案		
委員 区	区	委員	
		サ タ	
事	区の 事の 、 の い の		
	事	期	
1	事 の 案	ま 会 い いた の	
2			
3			
4			
期	令和4年4月1日 令和5年3月31日		

事 事項	タイ	年度	
1 事 の 案			5
事 会議	2 度の 会		
事 案会議	年度 の 案 年度		
2			
3			
4			

<p>事項 区 の ン 事 し、区 会 会の ー り す。 、 会委員の い か ら、 期 い す で す。</p>			5
	事		
	り		
	の の		
事			

令和5年度 菩提寺まちづくり協議会 予算(案)

自：令和5年4月1日 至：令和6年3月31日

収入の部

(単位:円)

項目	R4当初予算a	R4決算額	R5予算(案)b	比較増減(b-a)	摘要
外部資金	2,665,000	2,775,189	2,892,488	227,488	
市支出金	2,139,000	2,139,000	2,130,000	-9,000	
事業加算金	2,139,000	2,139,000	2,130,000	-9,000	地域まちづくり協議会交付金
委託料	2,000,000	2,000,000	2,000,000	0	第2層生活支援体制整備事業委託金
事業交付金	-2,000,000	-2,000,000	-2,000,000	0	(全額をささえあい通帳へ拠出)
事業交付金			0	0	人権まちづくり会議活動費
社協支出金	170,000	270,000	420,000	250,000	<補足説明参照>
事業交付金	120,000	120,000	120,000	0	絆づくり交付金
助成金		100,000			滋賀の子ども・若者のほほえむサポート事業
助成金	50,000	50,000			子どもの未来づくり助成金
助成金			300,000	300,000	オリックス助成金(子ども食堂)
その他交付金・補助金	300,000	310,189	286,488	-13,512	
事業交付金	200,000	210,189	206,488	6,488	学区民会議交付金(R4活動実績を反映)
補助金	100,000	100,000	80,000	-20,000	安心応援ハウス事業補助金
寄付金	56,000	56,000	56,000	0	
寄付金	56,000	56,000	56,000	0	すくすく食堂協賛金
自己資金	2,453,609	2,935,112	2,675,836	222,227	
学区支出金	332,000	332,000	452,000	120,000	<補足説明参照>
区分担金	332,000	332,000	332,000	0	各区に割り当て
事業協賛金			120,000	120,000	すくすく食堂協賛金
事業収入	830,000	1,232,480	1,030,000	200,000	
福祉・安全委員会	100,000	140,400	120,000	20,000	すくすく食堂参加費
福祉・安全委員会	600,000	754,450	700,000	100,000	まち協力フェ売上
福祉・安全委員会	30,000	86,300	60,000	30,000	すくすくサロン参加費(1回減の11回開催)
文化芸術委員会	0	11,000		0	「歴史散歩」は完売(重版予定なし)
地域活性化委員会	100,000	240,330	150,000	50,000	地産品売上
委託金	150,000	150,000	150,000	0	
事業委託金	150,000	150,000	150,000	0	フェスタ2023委託金
返済金	0	0	100,000	100,000	<補足説明参照>
返済金		0	100,000	100,000	貸付金(新事業準備金)の返済金
雑収入	0	79,023	0	0	
雑収入	0	79,023	0	0	
繰越金	1,141,609	1,141,609	943,836	-197,773	
繰越金	1,141,609	1,141,609	943,836	-197,773	前年度繰越金
繰入金		1,205	0	0	<補足説明参照>
繰入金(R4)		0	0	0	指定管理会計(3会計)の余剰金(R5/6)
繰入金(R5)		1,205	0	0	ささえあい通帳の余剰金(R6/3)
合計	5,118,609	5,711,506	5,568,324	449,715	

令和5年度 菩提寺まちづくり協議会 予算(案)

自：令和5年4月1日 至：令和6年3月31日

支出の部

(単位:円)

項目	R4当初予算a	R4決算額	R5予算(案)b	比較増減(b-a)	摘要
費	1,131,800	1,182,437	1,161,800	30,000	
会費	15,000	3,196	5,000	-10,000	会の
会議費	50,000	47,419	50,000	0	会議 まち ン・まち協交 会補助
外部費	10,000	0	10,000	0	外部 費
品費	120,000	195,916	160,000	40,000	<補足説明参照>
通費	50,000	32,670	50,000	0	サー ー 費 カウント料金
費	0	0	0	0	
費	5,000	900	5,000	0	・ 料
費	30,000	0	30,000	0	まち協 り 費
活動費	550,000	547,000	550,000	0	まち協 員の活動費 委員会活動費
備品入費	200,000	254,306	200,000	0	
料	36,800	36,800	36,800	0	ン ーハウス 料
貸料	35,000	35,000	35,000	0	の 地 料
費	30,000	29,230	30,000	0	備品の 費
委員会事業費	1,951,000	2,088,924	2,141,000	190,000	
福祉・安全	890,000	1,083,986	1,080,000	190,000	各委員会の予算(案)を参照
すくすく会議	40,000	30,000	40,000	0	
まち協カフェ	300,000	294,039	300,000	0	
サロンどい	100,000	174,770	140,000	40,000	安心応援ハウス補助金80,000円 事業収入60,000円
すくすく食堂	450,000	585,177	600,000	150,000	増額分には学区支出金のすくすく食堂協賛金をむ
文化芸術	270,000	263,068	270,000	0	
地域活性化	422,000	421,898	422,000	0	
子ども成	369,000	319,972	369,000	0	
日事業支援					要な 合は 担当の委員会 予算化
地域()交 事業費	150,000	130,982	300,000	150,000	<補足説明参照>
フェスタ2023	150,000	130,982	250,000	100,000	ハロウ ン 会
事業ロエクト	0	0	50,000	50,000	
上市交 事業	0	0	0	0	
なのまり	0	0	0	0	
支出	300,000	229,700	220,000	-80,000	<補足説明参照>
当て	120,000	120,000	120,000	0	「すくすく会議 催」 当て
ト 費	100,000	109,700	50,000	-50,000	ト 費
雑 支出	80,000	0	50,000	-30,000	協賛金
貸付金	0	0	100,000	100,000	<補足説明参照>
新事業準備金			100,000	100,000	月会 そ事業の
拠出金	1,010,000	1,060,877	1,070,000	60,000	<補足説明参照>
人 費	1,010,000	1,060,877	1,070,000	60,000	カフェ担当者(人)の人 費の補
金	0	0	0	0	
金 R 4		0	0	0	繰入金(R4) 生し 合に予算 を 定
予備費	575,809	74,750	575,524	-285	
予備費	575,809	74,750	575,524	-285	
計	5,118,609	4,767,670	5,568,324	449,715	
返 金		0		0	
年度繰越金		943,836		0	
合 計	5,118,609	5,711,506	5,568,324	449,715	

第6号議案3

令和5年度 地域ささえあい 事業（ささえあい通帳） 予算（案）

自：令和5年4月1日 至：令和6年3月31日

収入の部

(単位:円)

項 目	R4当初予算a	R4決算	R5予算(案) b	増減(b-a)	
委 託 金	2,000,000	2,000,000	2,000,000	0	
委 託 金	2,000,000	2,000,000	2,000,000		
抛 出 金	1,010,000	1,060,877	1,070,000	60,000	
人 費	960,000	1,010,877	1,020,000		
活 動 費	50,000	50,000	50,000		
雑 収 入	0	1,205	0	0	
雑 収 入	0	1,205	0		
合 計	3,010,000	3,062,082	3,070,000	60,000	

支出の部

項 目	R4当初予算a	R4決算	R5予算(案) b	増減(b-a)	
人 費	2,760,000	2,799,731	2,820,000	60,000	
金		2,758,837			
定 福 費	2,760,000	22,894	2,820,000		
当 て		18,000			
活 動 費	250,000	261,146	250,000	0	
す く す く 会 議	30,000	24,169	30,000		
社 会 資 の	70,000	134,615	80,000		
担 い 成	60,000	85,330	90,000		
予	90,000	17,032	50,000		
繰 出 金	0	1,205	0	0	
繰 出 金	0	1,205	0		
計	3,010,000	3,062,082	3,070,000	60,000	
返 金		0			
年度繰越金		0			
合 計	3,010,000	3,062,082	3,070,000	60,000	

[令和5年度予算（案）の補足説明]

令和5年度菩提寺まちづくり協議会・収支予算（案）（表1）に関し、全体の方針（特記事項）と昨年と変わった費目についてその内容を説明する。

表1. R5年度予算（案）

	R4当初予算	R4決算額	R5予算（案）
外部資金：交付金など	2,665,000円	2,775,189円	2,892,488円
自己資金	2,453,609円	2,935,112円	2,675,836円
繰入金（R4/R5）		1,205円	0円
収入合計：	5,118,609円	5,711,506円	5,568,324円
総務費	1,131,800円	1,182,437円	1,161,800円
委員会事業費	1,951,000円	2,088,924円	2,141,000円
地域（間）親善事業費	150,000円	130,982円	300,000円
諸支出金	300,000円	229,700円	220,000円
貸付金			100,000円
拠出金	1,010,000円	1,060,877円	1,070,000円
基金（R4）		0円	0円
予備費	575,809円	74,750円	575,524円
小計：	5,118,609円	4,767,670円	5,568,324円
次年度繰越金		943,836円	
支出合計：	5,118,609円	5,711,506円	5,568,324円

特記事項：コミュニティープランに沿った予算（案）とする。継続案件が多いが、R5年度は、水無月会のみそ事業の継承のための予算を組み、つどいの場の機会を増やす。また、各区にはすすく食堂協賛金を依頼した。学区支出金については、今後、地域（間）交流事業など、まち協と地域の共同企画事業に支出していくことを検討する（用途を明確にしたい）。

まち協活動方針	R5年度の方策（予算処置など）
まち協／まちセンの一体化	<ul style="list-style-type: none"> ・栗津センター長（まち協副会長）／川上センター長補座（同事務局長）体制 ・センター講座とサロンでつどいの共同開催（R3～） ・まちセン（カフェ担当）による地域支え合い推進員のサポート（R3～） ・予算の融通：繰入金／基金を活用し、まちセンで使用の備品をまち協で購入 ・ささえあい予算（人件費と活動費）のまちセンでの管理（R4から） ・まち協監事によるまちセンの会計監査（R4から）
まちセンを地域のつどいの場に	<ul style="list-style-type: none"> ・すすく食堂の立上げ（H29/10～） ・サロンでつどいの立上げ（R3～） ・まち協カフェの立上げ（R3/5）と拡充（週5日の2人体制：R3/10～） ・文化・芸術発表の場：カフェでの作品のミニ展示やロビーの活用（検討中） ・SUKUSUKU かふえ（甲西北中）協賛（R3～） ・新規：水無月会のみそ事業を継承（R5～）
まち協／地域（区）の一体化	<ul style="list-style-type: none"> ○区長経験者のまち協会長就任 ○学区支出金の拡充（R5～） ・すすく食堂協賛金（12万円） ○地域（間）交流事業の見直し：ポストコロナの事業を再検討する。 ○すすく会議／地域ささえあい活動 ・移手段のアンケート（R4/1実施）を受けての具体策を検討する。 ・「にじいろの輪」による見守り活動を開始する。

1. 収入の部

1) 社協支出金：以下の通りである。

絆づくり交付金	120,000 円
オリックス助成金	300,000 円
合計：	420,000 円

「すくすく食堂」への助成金については、毎年、社協の案内を受けて申請している。R5年度はオリックス助成金を申請する。

2) 学区支出金：今年度は、「すくすく食堂」への協賛金が追加された。継続を期待したい。

区分担金	332,000 円
事業協賛金	120,000 円
合計：	452,000 円

区分担金は一般財源であるが、用途を明確にするために、特定財源とすることも検討する。

3) 事業収入：以下の通りである。

すくすく食堂の参加費	120,000 円
サロンでつどいの参加費	60,000 円
まち協カフェの売上	700,000 円
地産品の売上	150,000 円
合計：	1,030,000 円

昨年度の 40 万円超の増加の実績を受け、まち協カフェの 10 万円と地産品の売上の 5 万円アップなど、当初予算を 20 万円増の 1,030,000 円とする。

4) 繰入金 R4/R5：繰入金 R5（ささえあい通帳）は、年度末に雑収入相当額を繰り入れる。

繰入金 R4（R5/6確定）※	0 円
繰入金 R5（R6/6確定）※	0 円
同（ささえあい通帳）	雑収入相当

※3つの指定管理会計（まちセン、コミセンと運動広場）の資金逼迫は継続しており、これらの繰入金 R4/R5はゼロ査定の見込み。

2. 支出の部

1) 総務費（全体）：4～5月は前年度繰越金が原資となる。

まちづくり協議会交付金	861,800 円
前年度繰越金※	300,000 円
合計：	1,161,800 円

※まちづくり協議会交付金は、6月に交付されるので、事業費と合わせて最低 50 万円程度の前年度繰越金が必要である。

2) 総務費・消耗品費：コピー機リース料を含む。

コピー機・リース料	120,120 円
コピー機・カウンター料金	70,000 円
その他、事務用品など	30,000 円
合計：	220,120 円

合計 220,120 円の支出見込みであるが、年度末に 60,000 円ほどを事業費や支え合い活動費に付替えるので 160,000 円の当初予算とした。

3) 事業費（交流事業を含む）：予算 2,441,000 円の財源は以下のようになる。

交付金・助成金など	850,000 円
区支出金（事業協賛金）	120,000 円
事業収入（一般財源）※1	630,000 円
その他の一般財源※2	841,000 円
合計：	2,441,000 円

※1：事業収入は 1,030,000 円の予算であるが、内 400,000 円（カフェの粗利相当）は、拠出金として支出される。

※2：内 20 万円程度は前年度繰越金である。

4) 事業費・すくすく食堂：各区からの事業協賛金を受け、当初予算を R4から 150,000 円増の 600,000 円とした。原資の内訳は以下の通りになる。

オリックス助成金※	300,000 円
各区からの事業協賛金	120,000 円
寄付金	56,000 円
一般財源（売上を含む）	124,000 円
合計：	600,000 円

※国の補助（地域活性化推進事業交付金：R3 終了）に代わる助成金の確保に苦慮している。R5 はオリックス助成金にチャレンジする。特定財源である協賛金の新設は、すくすく食堂事業の財政安定に大きく寄与する。

5) フェスタ 2023：新・模擬店の実施を見込み、当初予算を 100,000 円増の 250,000 円とした。新・模擬店は自治会ではなく、近在商店や甲西北中の参加を検討していく。

事業委託金（まちセン）	150,000 円
まち協一般財源※	100,000 円
合計：	250,000 円

※増加分は、まち協一般財源より支出する。

6) 親善事業：内容は未定。各区と相談の上、決定する。

まち協一般財源 （内・区分担金）※	50,000 円 0 円
合計：	50,000 円

※事業内容によっては、次年度以降、区分担金を特定財源とし、親善事業やフェスタの地域親善事業への活用も検討する。

7) 諸支出金：以下の通り。

手当て（すくすく会議主催）	120,000 円
軽トラ維持費（修理代）	50,000 円
雑支出金※	50,000 円
合計：	220,000 円

※SUKUSUKU かふえ（甲西北中）協賛金として 50,000 円を計上する。昨年度は予備費から支出したが、継続する案件なので雑支出とした。

8) 貸付金（新事業準備金）：水無月会のみそ事業の継承ための今年度限定の予算処置である。事業計画に沿った運用を行うが、初めての事業であり、他の事業に影響しないように、このような枠組みにした。次年度以降は事業費として計上する。

貸付金※	100,000 円	返済金※	100,000 円
売上	195,000 円	材料費	157,000 円
		その他	38,000 円
収入：	295,000 円	支出：	295,000 円

※準備金とし、開始時に 100,000 円を貸付、終了時に余裕があれば同額を返済する。

9) 拠出金：昨年の実績を踏まえ、6万円増の 1,070,000 円とした。内訳は以下の通りである。

カフェの粗利相当※	400,000 円
まち協一般財源	670,000 円
合計：	1,070,000 円

※R5 年度のまち協カフェの売上は 700,000 円、原価（材料費）は 300,000 円を見込んでい

10) 基金：R4 繰入金が行われた場合は、基金の予算枠を作り、支出する。

以上（会計 中村）

令和5年度 指定管理予算 (案)

(まちづくりセンター・

センター・ 動)

令和5年4月23日

収入の部

項 目	令和4年度決算	令和5年度予算	備
指定管理料収入	18,001,787	19,411,000	3 分
自 事業その他収入	152,215	150,000	自 など
雑収入	6,350	5,000	ーなど
	33	30	
合計	18,160,385	19,566,030	

支出の部

項 目	令和4年度決算	令和5年度予算	備
人 費	5,964,564	6,300,000	員
費	263,453	280,000	理 社
費	373,553	400,000	品 入など
費	1,480	2,000	
	373,800	400,000	
費	4,255,524	4,600,000	
通 費	415,465	430,000	・ センター ットなど
委託費	3,077,178	3,300,000	ー人 センターなど
事業費	193,730	250,000	センター
費	36,825	200,000	
雑費	62,710	80,000	
リース料	255,058	260,000	・ ー ・ など
福 生費	112,587	120,000	・ 費など
人 民 事業	1,200,000	1,350,000	費 を む
定福	1,395,254	1,500,000	社会 料 (事業 担分)
予備費		94,030	
合計	17,981,181	19,566,030	
令和4年度 収支	179,204	0	